

表紙

# 史跡 神明貝塚 保存活用計画

(案)

— 神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう —



令和3年3月

春日部市教育委員会

## 目次

第1章 計画策定の経緯と目的……………1	第7章 史跡の保存管理……………67
第1節 計画策定の経緯……………1	第1節 方向性……………67
第2節 計画策定の目的……………4	第2節 方法……………67
第3節 計画の範囲……………4	第8章 史跡の活用……………77
第4節 計画策定の体制……………6	第1節 方向性……………77
第5節 他の行政計画との関係……………8	第2節 方法……………79
第2章 春日部市の状況……………9	第9章 史跡の整備……………87
第1節 人口、産業……………9	第1節 方向性……………87
第2節 地勢、交通……………10	第2節 方法……………87
第3節 地形、地質……………11	第10章 運営体制……………91
第4節 気象、植生……………14	第1節 方向性……………91
第5節 土地利用……………16	第2節 方法……………91
第6節 歴史、文化……………20	第11章 実施計画……………93
第3章 神明貝塚の概要……………25	第1節 前期計画……………93
第1節 史跡指定に至る経緯……………25	第2節 後期計画……………94
第2節 史跡指定内容……………29	第12章 経過観察……………95
第3節 これまでの調査成果……………33	第1節 方向性……………95
第4章 史跡等の本質的価値……………47	第2節 方法……………95
第1節 史跡等の本質的価値の明示……………47	第3節 点検、検証結果の反映……………95
第2節 構成要素の区分……………52	
第3節 諸要素……………53	
第5章 史跡の現状と課題……………59	
第1節 保存管理に関する現状と課題……………59	
第2節 活用に関する現状と課題……………60	
第3節 整備に関する現状と課題……………61	
第4節 運営体制に関する現状と課題……………62	
第6章 基本理念・将来像・基本方針……………63	
第1節 基本理念と将来像……………63	
第2節 基本方針……………64	

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 第1節 計画策定の経緯

神明貝塚は、東京湾岸域の最北に築かれた縄文時代後期前半（今から3,800～3,500年前）の馬蹄形貝塚です。第3、4章で示すとおり、東西160m、南北140mの馬蹄形貝塚がほぼ完全な形で現存し、食料資源の多様性と東京湾岸域の貝塚群の特徴を良好に示す重要な遺跡です。このことから、令和2年3月10日付け文部科学省告示第17号で、文化財保護法（以下、「法」という。）第109条に基づく史跡に指定されました。また、同年7月22日には文化庁告示第58号で、春日部市は法第113条に基づく管理団体に指定されました。

これにより、春日部市教育委員会は、この神明貝塚を適切かつ確実に保存、継承し、史跡を活かしたまちづくりを推進していくため、「史跡神明貝塚保存活用計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。



写真1 神明貝塚の現況（畑一面にヤマトシジミの貝殻が広がる）

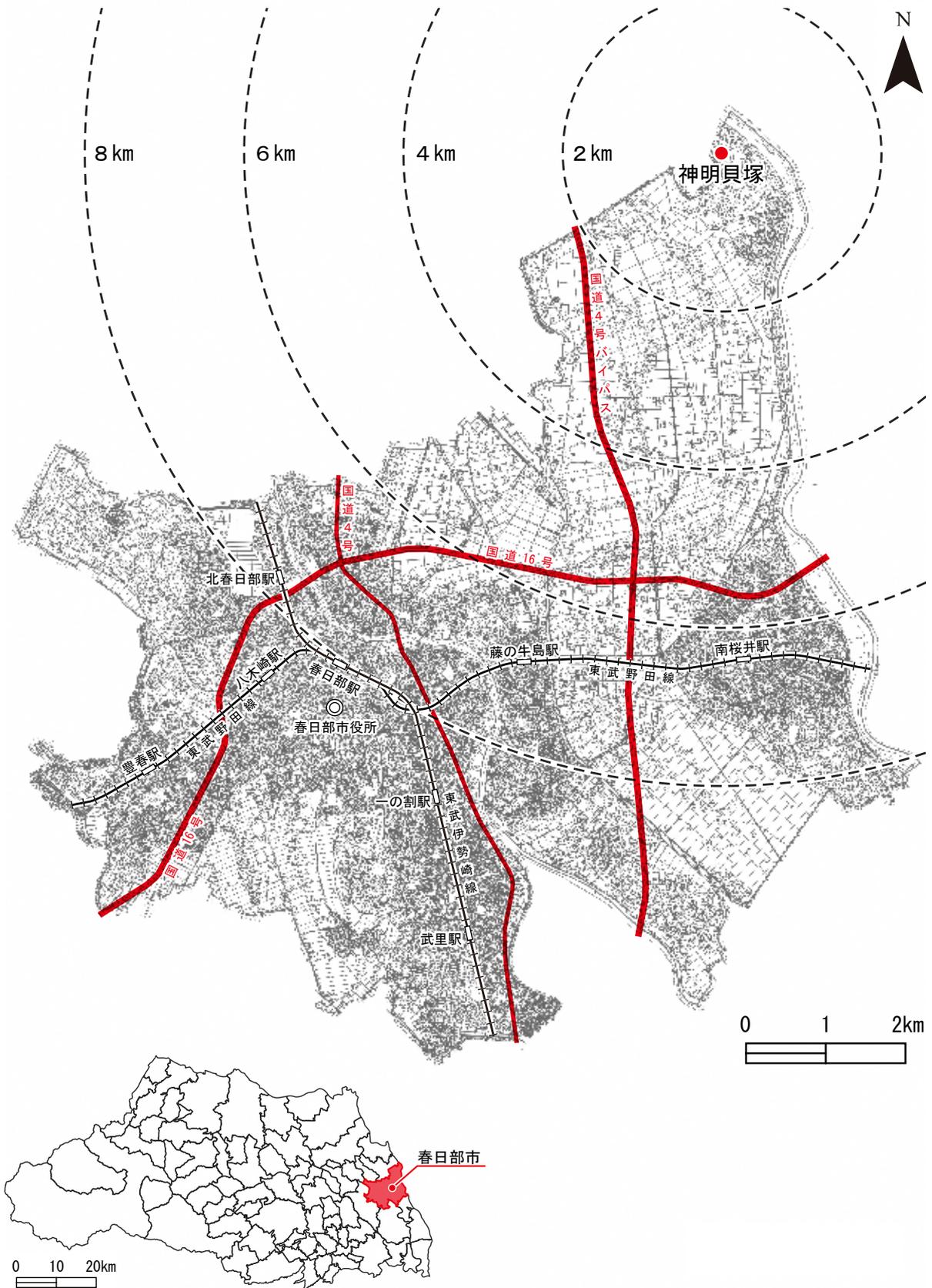


図1 神明貝塚の位置 (1)



図2 神明貝塚の位置(2)

## 第2節 計画策定の目的

本計画の目的は、平成31年3月に文化庁から示された「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」に基づき、神明貝塚の保存管理、活用、整備についての基本方針や方法などを定めることです。

策定にあたっては、これまでの調査成果から、神明貝塚の史跡としての本質的価値を明示するとともに、周辺的环境や文化遺産、地域資源などを把握し、神明貝塚を構成する要素を特定します。また、現状確認や地域住民との意見交換により、保存管理、活用、整備を行う上での課題を整理します。

そして、現状や課題から、神明貝塚の目指す将来像を見出し、保存管理、活用、整備についての基本方針を示します。さらに、基本方針に基づき、適切かつ確実に保存管理する方法、春日部市の財産として活用する方法、保存管理、活用のために必要な整備の方法について、具体的に描出します。

## 第3節 計画の範囲

神明貝塚は埼玉県春日部市西親野井に所在し、東武鉄道春日部駅から北東へ約8.1kmの距離にあります。江戸川によって画された下総台地の西縁の宝珠花支台に広がり、東側には中川低地に通じる開析谷に面しています。

また、近隣には「宝珠花大凧揚げ」をはじめとする数多くの文化遺産が所在します。それらの文化遺産は、地域の歴史を語るうえで欠かせないものであり、地域住民にとって身近な存在です。

そこで、本計画の対象範囲の主体は、史跡及びその周辺の地形と、近隣の文化遺産や施設、埼玉県内初の義務教育学校である地元の江戸川小中学校を含む地域とします。

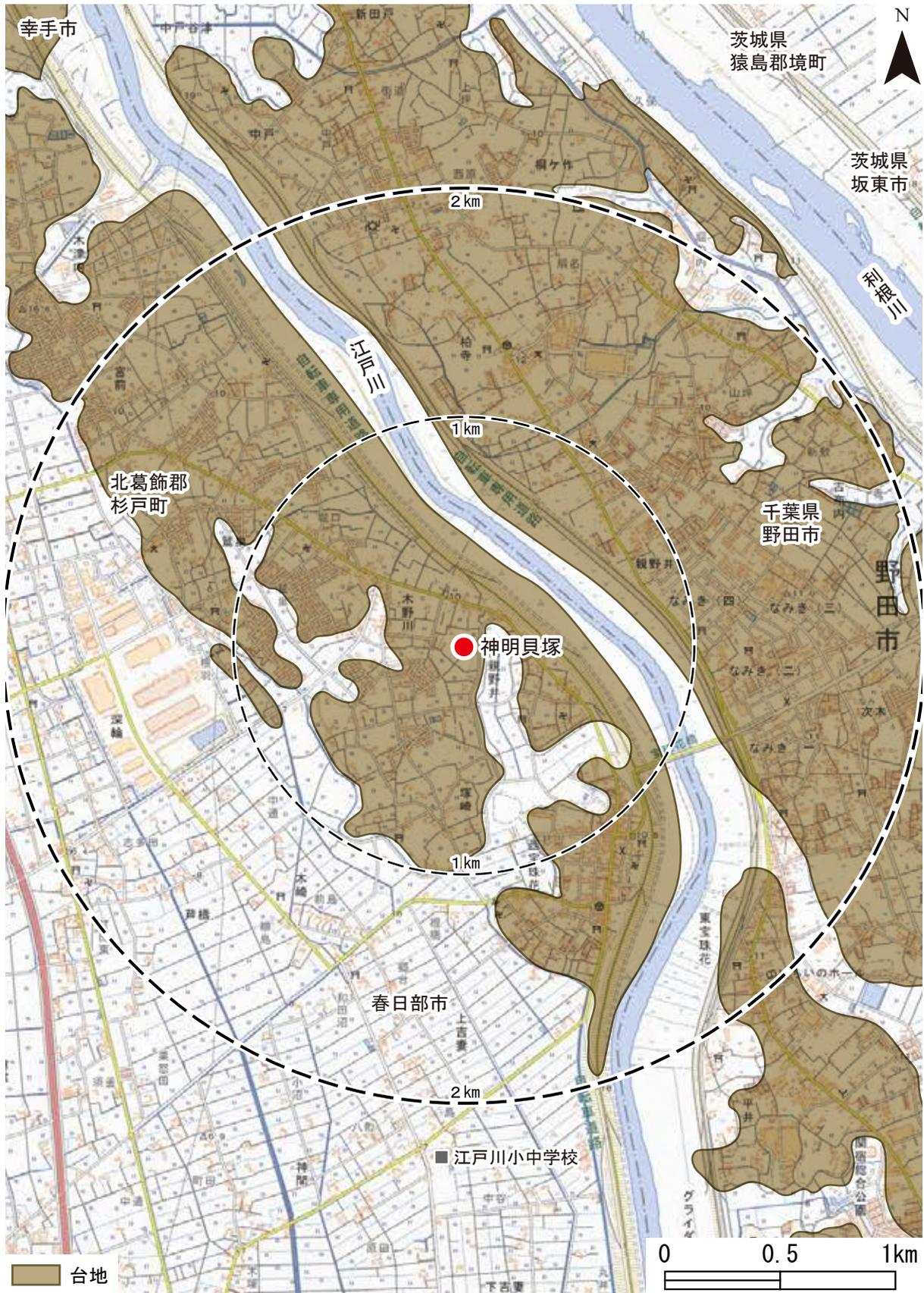


図3 本計画の範囲

#### 第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、多様な領域から意見を聴取するため、春日部市国史跡神明貝塚保存活用計画策定指導者（以下、「指導者」という。）を置き、史跡の本質的価値の整理や保存管理、活用、整備の方向性などを検討しました。指導者は考古学のほか、各分野の学識経験者や地権者とし、文化庁文化財調査官や埼玉県教育局職員もオブザーバーとして参加しました。

また、第2次春日部市総合振興計画などの行政計画や、関係法令との整合を図るため、関係部長で構成する春日部市国史跡神明貝塚保存活用計画策定庁内検討委員会を、関係課長による検討部会を設置しました。

あわせて、市民や地権者の意見を反映させるため、地権者との意見交換会を実施しました。さらに、春日部市教育委員会及び春日部市文化財保護審議会にて、内容を協議、検証しました。



写真2 策定指導



写真3 現地視察



写真4 意見交換会



写真5 文化財保護審議会

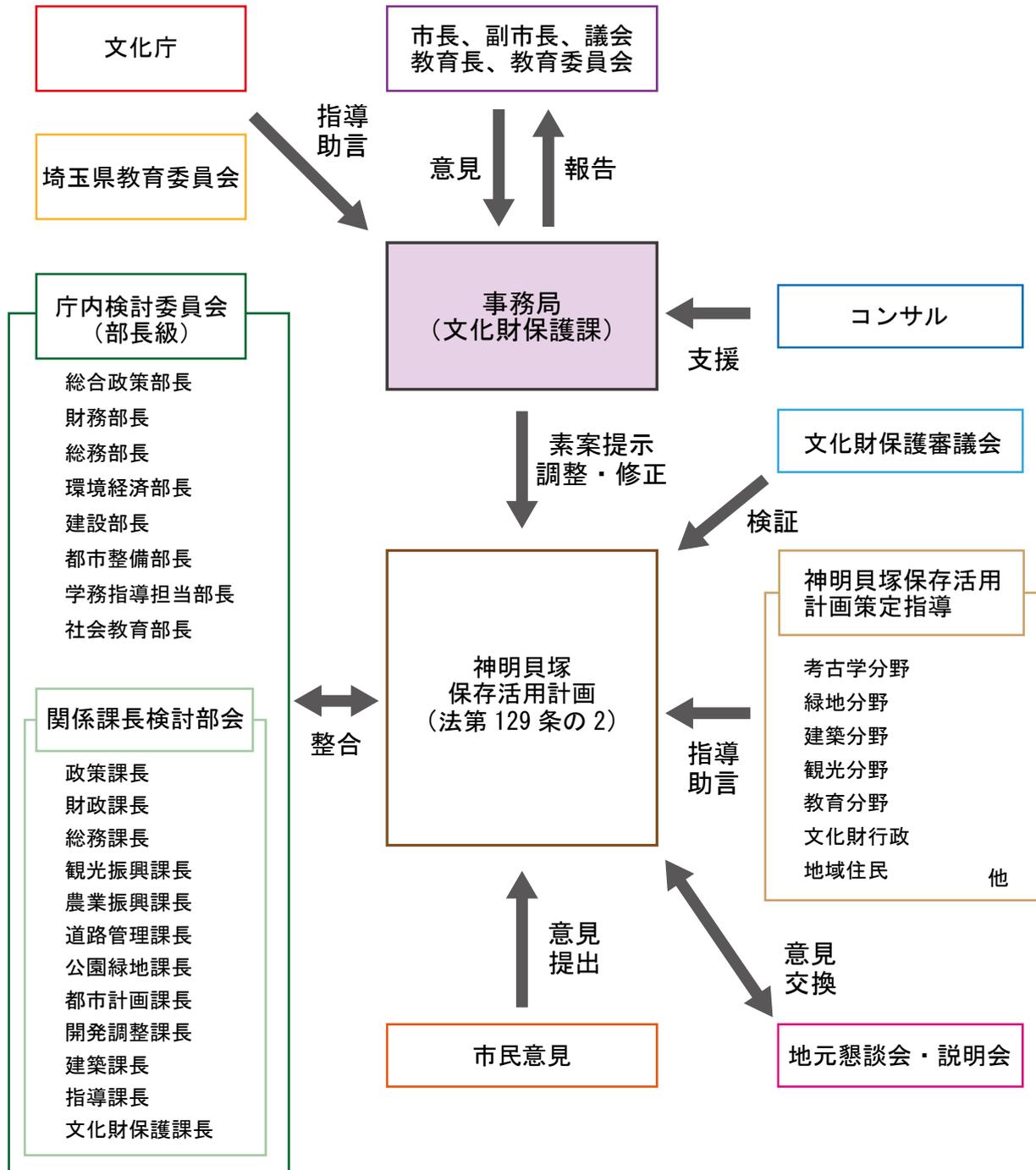


図4 計画策定の体制

第5節 他の行政計画との関係

本計画は、法第129条の2の第1項に規定する史跡名勝天然記念物保存活用計画として策定し、同条第4項の規定に基づき、令和2年3月に埼玉県教育委員会が策定した埼玉県文化財保存活用大綱を勘案しています。

また、春日部市では、平成30年にまちづくりの指針となる第2次春日部市総合振興計画を策定し、「市民が主役」、「まちの魅力を創る」、「共に未来へチャレンジする」まちづくりの理念と、まちの将来像として「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を掲げています。したがって、本計画も第2次春日部市総合振興計画に基づくものとし、相互に関わり合いをもつ教育、観光、都市計画、緑地など、下記の諸計画と整合を図ります。

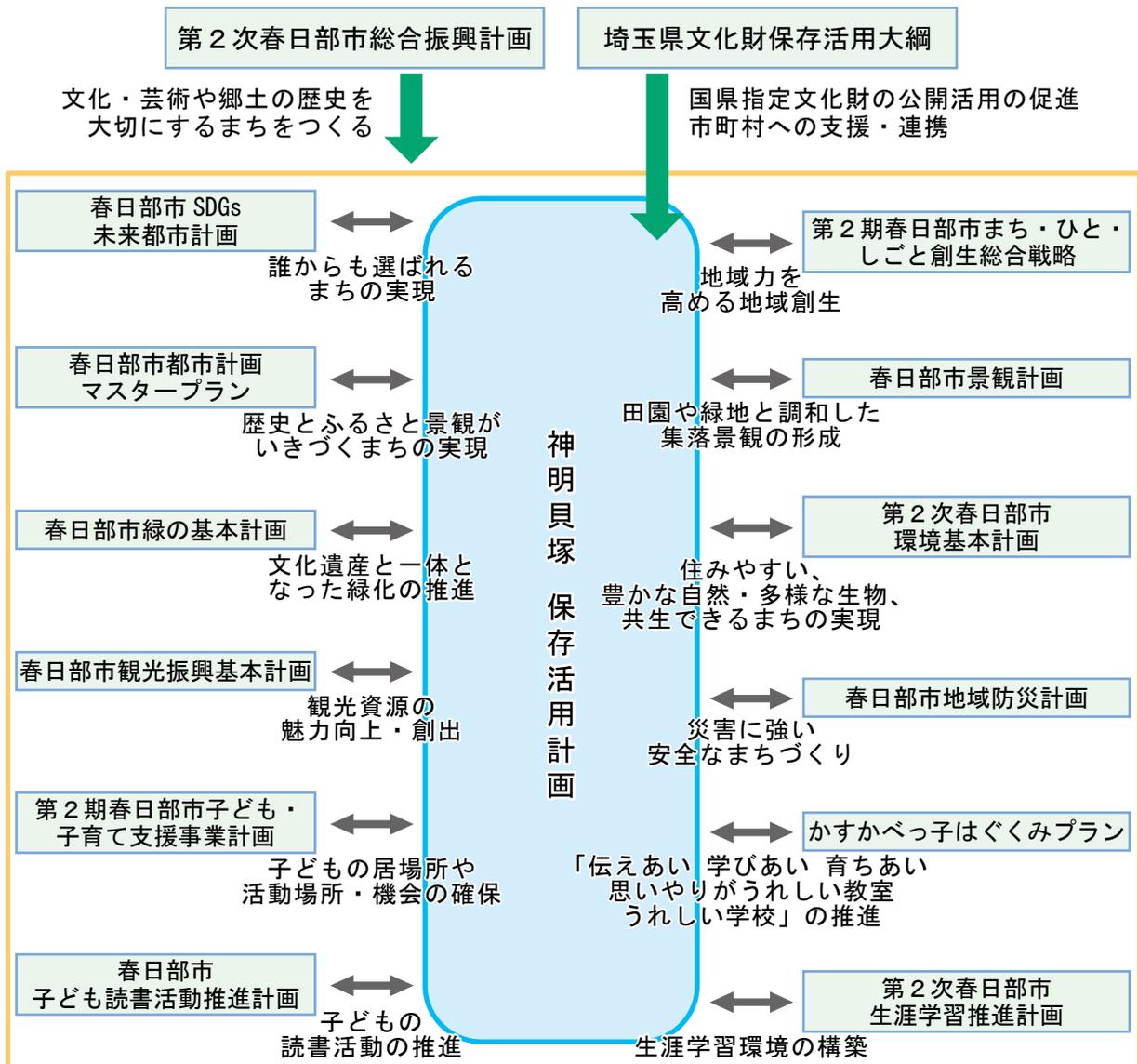


図5 計画の位置づけ